

唐津市自転車等の放置防止に関する条例（案）の骨子

○条例制定の目的

公共の場所における自転車等の放置を防止するほか、市が設置し、又は管理する自転車等駐車場の適正な利用を確保することにより、市民の良好な生活環境の確保、都市の美観の維持を目的とする。

○条例に規定を予定している主な内容

(1) 用語の定義

(2) 条例の施行にあたっての関係者の責務

ア 市長（市）の責務

条例の目的を達成するために必要な施策を実施

イ 自転車等の利用者等の責務

防犯登録、市が実施する施策への協力等

ウ 自転車小売業者の責務

防犯登録の推奨、市が実施する施策への協力

エ 鉄道事業者等の責務

自転車等駐車場の設置努力、市が実施する施策への協力

オ 施設の設置者の責務

自転車等駐車場の設置努力、市が実施する施策への協力

(3) 放置自転車等に対する対応（参考：次頁のイメージ図）

ア 放置自転車等への注意

イ 放置自転車等の移動、保管

ウ 放置自転車等の処分

(4) 条例の施行時期

令和9年4月1日施行を予定

【放置自転車の撤去・処分の流れ】



放置自転車等への注意



放置自転車等を移動、保管



放置自転車等を処分